

1. 定期報告対象特定建築物一覧表（案）

	建築物の用途	※1 建築物の規模	報告時期
(1)	劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物 (令第16条第1項第1号又は第2号)	イ 地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物 ロ 当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が200㎡以上の建築物 ハ 当該用途に供する建築物で、主階が1階にないもの	【建築物】 平成30年5月1日から 末日までの間（ <u>2年毎</u> ） 【建築設備】 平成29年5月1日から 末日までの間（ <u>毎年</u> ） 【防火設備】 平成31年5月1日から 末日までの間（ <u>毎年</u> ）
(2)	観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂 又は集会場の用途に供する建築物 (令第16条第1項第1号)	イ 地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物 ロ 当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が200㎡以上の建築物	
(3)	病院、診療所（患者の収容施設がある 診療所に限る。）又は※2高齢者、障害 者等の就寝の用に供する用途に供す る建築物 (令第16条第1項第3号)	イ 地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物 ロ 当該用途に供する2階の部分（病院、診療所にあつ ては、その部分に患者の収容施設がある場合に限 る。）の床面積の合計が300㎡以上の建築物	
	政令第115条の3第1号に規定する 児童福祉施設等（上記以外） (細則第16条第1項第1号)		
(4)	旅館又はホテルの用途に供する 建築物 (令第16条第1項第3号)	イ 地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物 ロ 当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が300㎡以上の建築物	
(5)	学校又は学校に附属する体育館の 用途に供する建築物 (令第16条第1項第2号)	イ 3階以上の階を当該用途の供する建築物 ロ 当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡ 以上の建築物	【建築物】 平成29年8月1日から 末日までの間（ <u>3年毎</u> ） 【建築設備】 平成28年8月1日から 末日までの間（ <u>毎年</u> ） 【防火設備】 平成30年8月1日から 末日までの間（ <u>毎年</u> ）
(6)	体育館（学校に附属する体育館を除 く。）、博物館、美術館、図書館、ポー リング場、スキー場、スケート場、水 泳場又はスポーツの練習場の用途に 供する建築物 (令第16条第1項第4号)	イ 3階以上の階を当該用途の供する建築物 ロ 当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡ 以上の建築物	
(7)	百貨店、マーケット、展示場、キャバ レー、カフェー、ナイトクラブ、バー、 ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待 合、料理店、飲食店、物品販売業を営 む店舗 (令第16条第1項第5号)	イ 地階又は3階以上の階を当該用途に供する建築物 ロ 当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡ 以上の建築物 ハ 当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が500㎡ 以上の建築物	【建築物】 平成29年10月1日から 末日までの間（ <u>2年毎</u> ） 【建築設備】 平成28年10月1日から 末日までの間（ <u>毎年</u> ） 【防火設備】 平成30年10月1日から 末日までの間（ <u>毎年</u> ）

※1 避難階以外の階を対象用途に供しないもの並びに地階及び3階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100㎡以下のものを除く。

※2 平成28年1月21日国土交通省告示第240号第一第2項各号に掲げるサービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム、就寝用途の児童福祉施設等

2. 定期報告対象特定建築設備等一覧表（案）

① 建築設備について

	建築設備の種類	報告時期
(1)	エレベーター（労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーターを除く。） (令第16条第3項第1号)	最初に行った日の属する月の1日から末日
(2)	エスカレーター (令第16条第3項第1号)	
(3)	小荷物専用昇降機（フロアタイプ） (令第16条第3項第1号) 小荷物専用昇降機（テーブルタイプ） (細則第17条第1項第1号)	
(4)	法第35条及び法第36条の規定により設けた排煙設備（排煙機又は送風機を設けた排煙設備に限る。） (細則第17条第1項第2号ア)	定期報告対象建築物の報告時期（毎年）
(5)	法第35条の規定により設けた非常用の照明装置 (細則第17条第1項第2号イ)	

② 準用工作物について

	準用工作物の種類	報告時期
(1)	乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般の交通の用に供するものを除く。） (令第138条の3(令第138条第2項第1号))	毎年3月1日から末日まで
(2)	ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設 (令第138条の3(令第138条第2項第2号))	イ 特定の季節に限り使用するものは、毎年使用を開始する日の属する月の前月1日から末日までの間
(3)	メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの (令第138条の3(令第138条第2項第3号))	ロ イ以外のものは、報告を最初に行った日の属する月の1日から末日

③ 防火設備について

	※ ₁ 防火設備の種類	報告時期
(1)	定期報告対象建築物に設けた防火設備 (令第16条第3項第2号又は細則第17条第1項第3号)	定期報告対象建築物の報告時期（毎年）
※ ₂ (2)	病院、診療所又は※ ₃ 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上の建築物（定期報告対象建築物を除く。）に設けた防火設備 (令第16条第3項第2号)	平成31年5月1日から末日までの間（毎年）

※₁ 随時閉鎖又は作動できるもの（防火ダンパーを除く。）に限る。

※₂ 定期報告対象外であっても、病院、診療所又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する部分の床面積の合計が200㎡以上の建築物に設けた防火設備は定期検査報告の対象。

※₃ 平成28年1月21日国土交通省告示第240号第一第2項各号に掲げるサービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム、就寝用途の児童福祉施設等